地方公共団体の危機管理に関する懇談会
【第２１回会合】

日時：平成２７年１１月１６日（月）１５：００～
場所：都道府県会館１０１大会議室

〈次　第〉

１　開　会

２　テーマ

（１）2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据えた防災・危機管理体制の推進について

（２）火山噴火等の最近の災害に関連した取組について

３　閉　会

地方公共団体の危機管理に関する懇談会委員名簿

座　　長	石原　信雄（いしはら　のぶお）	地方自治研究機構会長、元内閣官房副長官
座長代理	秋本　敏文（あきもと　としふみ）	日本消防協会会長、元消防庁長官
	秋田　治夫（あきた　はるお）	大阪府消防協会会長
	泉田　裕彦（いずみだ　ひろひこ）	全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長、新潟県知事
	板野　裕爾（いたの　ゆうじ）	日本放送協会専務理事・同協会放送総局長
	川島　正英（かわしま　まさひで）	ＮＰＯスローライフジャパン理事長、地域活性化研究所代表
	久野　時男（くの　ときお）	全国町村会政務調査会行政委員会委員長、愛知県飛島村長
	倉田　毅（くらた　たけし）	国際医療福祉大学塩谷病院中央検査部部長・同大学教授、元国立感染症研究所所長
	齊藤　忠夫（さいとう　ただお）	東京大学名誉教授、日本データ通信協会理事長
	重川　希志依（しげかわ　きしえ）	常葉大学大学院環境防災研究科教授
	清水　庄平（しみず　しょうへい）	全国市長会行政委員会委員長、東京都立川市長
	高橋　淳（たかはし　じゅん）	全国消防長会会長、東京消防庁消防総監
	西元　徹也（にしもと　てつや）	元統合幕僚会議議長、公益社団法人隊友会会長
	野田　健（のだ　たけし）	元内閣危機管理監、原子力損害賠償・廃炉等支援機構副理事長
	林　春男（はやし　はるお）	京都大学防災研究所教授、国立研究開発法人防災科学技術研究所理事長
	林　麗子（はやし　れいこ）	鹿児島県婦人防火クラブ連絡協議会会長
	ﾏﾘ・ｸﾘｽﾃｨｰﾇ	異文化コミュニケーター
	山本　保博（やまもと　やすひろ）	東京臨海病院顧問・東和病院院長

（平成２７年１１月時点）
（五十音順・敬称略）

資　料１－２

東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた テロ災害対策に係る消防庁の取組

平成27年１１月１６日

FDMA
住民とともに

テロ発生時等における消防機関の活動

1. 消防の任務

- ○ 避難住民の誘導
- ○ 救助活動
- ○ 消火活動
- ○ 傷病者の搬送　等

＜NBC災害等への対応のイメージ＞

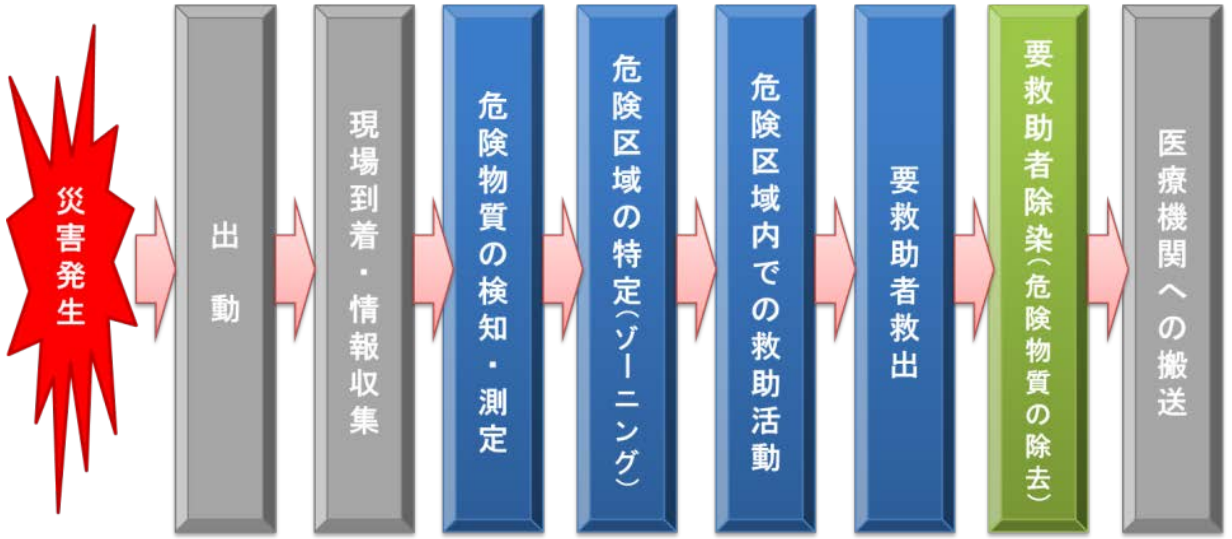

2. 消防機関のテロ発生前後の主な活動

●テロ発生前

- ○ 競技実施建築物等の立入検査
  （火気使用設備の状況・避難経路の確認等）
- ○ 医療機関への働きかけ
  （特別な収容体制の確保依頼）
- ○ 状況に応じた警戒態勢
  （火災危険、NBCテロ、要人警戒、熱中症対応等を想定・考慮した人員、資機材等の配備）

●テロ発生時

- ○ 住民等への緊急情報の伝達
- ○ 検知・ゾーニング
- ○ 避難誘導
- ○ 消火活動
- ○ 救助活動
- ○ 応急救護　・トリアージ　・除染
- ○ 傷病者の救急搬送

緊急消防援助隊の大幅増隊、NBC災害対処能力の強化

（H27.4現在）
4，984隊　⇒　（H30年度末）**6，000隊**

うち
○特殊災害隊　278隊 ⇒ 300隊

※ 化学防護服等のNBC対応資機材、NBC検知器等を装備する特殊車両等による検知・救助

化学防護服

○救助隊　441隊 ⇒ 480隊

○救急隊　1，147隊 ⇒ 1，250隊

○消火隊　1，755隊 ⇒ 2，500隊

※　緊急消防援助隊基本計画（H26－H30の第3期計画）

■ 全国の主要な救助隊にNBC対応資機材等を消防組織法第50条に基づく無償使用により配備

※　H27．4現在

【NBC対応】
- ○ 特殊災害対応車　11台
- ○ 生物剤検知器　131式
- ○ 化学剤検知器　145式

【救助】
- ○ 大型ブロアー車　5台
- ○ ウォータカッター車　5台
- ○ 特別高度工作車等　16台
- ○ 陽圧式化学防護服　500着

【除染】
- ○ 大型除染システム搭載車　17台
- ○ 除染シャワー　100式

大型除染システム搭載車

【H27予算】　NBC災害対応力強化のため、除染活動（水洗浄等により要救助者に付着する危険物質を物理的に除去する）に用いる大型資機材を積載し、短時間に大量の除染が可能な大型除染ｼｽﾃﾑ搭載車を首都圏近郊に整備　0．4億円×1台

NBC災害対応に関する教育・訓練の充実強化

■　NBC災害時における消防機関の活動マニュアルの見直し（H26.3）

○化学災害又は生物災害時における消防機関が行う活動マニュアル
- 化学剤又は生物剤の漏洩等による事故災害への対応の追加
- 危険物質が不明な場合の消防活動の明確化
- 危険物質からの距離や風向きを考慮した活動区域及び活動内容の明確化 等

○原子力施設等における消防活動対策マニュアル
- 区域設定や被ばく・汚染管理に関する手順等の具体化
- 原子力施設等における消防活動時のスタイル例の分類の見直し
- 活動後の内部被ばくスクリーニング検査の実施等を追加 等

■　消防大学校での実務講習（NBCコース）の充実

NBC災害対応力の強化を図るために、各種検知器による偽剤の測定など、教育内容をより実戦に即したものに充実

■　国と地方公共団体の国民保護共同訓練の充実強化

事案への対処能力の維持・向上には継続的な訓練が必要であり、国民保護措置への理解やノウハウの蓄積を更に図るため、内閣官房と連携し、国と地方公共団体の共同訓練の実施を増進

【消防大学校における集合教育】

- ＮＢＣ災害の基礎理解
- 活動技術　・活動訓練　・図上訓練
- ＮＢＣ活動対応部隊の実務研究等

対策本部の運営（図上訓練）

NBC簡易検知（実動訓練）

大規模イベント開催時の危機管理等における消防機関のあり方に関する研究

消防庁では、2019年のラグビーワールドカップや2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会という大規模イベントの開催に向けて、消防機関等が今後取り組むべき課題及び対応策をとりまとめた。（2015年3月）

- 地下鉄サリン事件（1995年）等の過去の具体的な事例から教訓、課題等を抜き出すとともに、大規模イベント開催中に爆弾テロやNBCテロ等が発生した際の消防機関等の活動をシミュレーションし、テロ災害等発生前後の消防機関の活動の段階毎に実践的な課題の抽出及び対応策を検討。

大規模イベント開催時の危機管理等における消防機関のあり方に関する研究結果（想定される状況と課題）

想定される状況と主な課題

1. テロ災害等の発生に備えた警戒体制

○ 会場等を巡回し、警戒する人員や会場の警戒本部等で待機する人員及び車両、資機材等の確保が必要。

○ テロ災害等の発生時に、近隣の消防署や他の消防本部等から人員や車両、資機材等を速やかに現場へ投入できる体制の構築が必要。

○ 警戒体制の構築にあたり、地元消防本部において人員や車両、資機材等が不足する場合、他の消防本部からの応援等により補うことが必要。

○ この時、警戒体制が国家的な対応が必要となるテロ対策に係るものであること等を踏まえ、国が広域的な調整やその他支援を行うことが必要。

2. テロ災害等の覚知、通報

○ 警戒にあたる消防職員等は、テロ災害等発生時に現場に先着し、ファーストレスポンダーとなるため、状況に応じてNBCテロの発生を疑い、二次災害に遭わないよう適切な行動を取るための教育が必要。

○ このため、警戒にあたる消防職員等には、携帯可能な防毒マスクや検知器等、最低限必要な装備・資機材等の配備が必要。

○ 会場スタッフや大規模集客施設の職員等に、NBCテロに関する基礎知識を普及させることが必要。

3. 消防活動の開始

○ 消防各隊が速やかに現場に到着するために、事案発生後の速やかな交通整理や部隊の集結スペースの確保が必要。

○ また、交通の混雑等により迅速な部隊集結が困難になると予想される場合には、道路混雑等の影響を受けないヘリコプターや消防艇等による人員や物資等の支援が有効。

○ テロリストの潜伏等が危惧される現場では、警察機関等と緊密に連携し、消防機関や医療チーム等の安全を確保することが必要。

4. 観客等の避難誘導

○ 各機関が適切な情報共有の下で避難誘導の方針を統一し、現場の警戒人員が所属機関を問わず一致した避難誘導を実施できる仕組みが必要。

5. 検知・ゾーニング

○ テロの発生時には、直ちにNBCの検知を実施し、検知結果を関係機関間で共有することが必要。

○ NBCテロが疑われる場合には、NBC対策隊による検知やゾーニングの結果に基づき、消防隊や救急隊は活動を開始する。このため、時間との戦いとなる傷病者の救助・救急活動を迅速に開始できるよう、NBC対策隊を速やかに現場に投入することが必要。

6. 消火・救助活動

○ 爆弾テロの場合、爆発による倒壊建物等における救助活動では、建物等の更なる倒壊等による二次災害の危険性への配慮が必要。

○ NBCテロの場合、汚染地域内での救助活動には、陽圧式防護衣等の防護措置を施した十分な数のNBC対策隊を投入することが必要。

7. NBC災害により汚染された者の除染

○ NBCテロ発生時には、汚染された傷病者等に対し、除染テントや大型除染システム等を活用し除染を実施する。

○ 汚染された傷病者の多数発生時には、必要な除染能力を、近隣の消防本部等から速やかに確保することが必要。

8. トリアージ、応急救護から救急搬送、医療機関の収容

○ 傷病者は、現場付近の応急救護所等においてトリアージされ、救護・医療提供を受けながら、医療機関への搬送を待つことになる。

○ 会場等に応急救護所の設置スペースや救護用資機材等の確保が必要。

○ 傷病者の搬送手段の確保が必要であり、特に、地元の消防本部は計画的に救急車両等の搬送力を増強することが必要。

○ 多数傷病者の発生に備えた、医療機関の傷病者の受入れ数の確保が必要。また、NBC災害による傷病者を医療機関において円滑に受け入れるため、事前の調整が必要。

大規模イベント開催時の危機管理等における消防機関のあり方に関する研究結果（計画等の作成）

各種計画等の作成及び必要な部隊等

〔必要な部隊のイメージ〕

会場計画等
（イベント主催者等が決定）

会場等消防警戒計画

- **警　戒**（会場やその付近等）
  - 消防隊、航空隊（上空）
  - 消　防　団
- **待　機**（会場等に設置された警戒本部、救護所等）
  - 指揮隊、消防隊、救助隊、NBC対策隊、救急隊　等

警戒人員等の規模の決定
- 地元消防本部の配置予定人員の規模
- 他の消防本部の応援予定人員の規模

テロ災害等の発生

- **消防応急対応要領** → **出　動**（消防署等）→ 消防隊、救助隊、NBC対策隊、救急隊、航空隊　等
- **緊急消防援助隊アクションプラン** → **出　動**（他の消防本部）→ 救助隊、救急隊、NBC対策隊（除染）、航空隊　等
- **地域医療搬送要領** → 傷病者の集結拠点、広域的な分散搬送等

※消防は、イベント主催者等の作成する会場計画や警戒に係る全体計画の下、全体計画や関係機関の計画と整合性を図りながら、各計画等を作成する。

大規模イベント開催時の危機管理等における消防機関のあり方に関する研究結果（車両・資機材・教育等）

各部隊の区分、任務、車両、資機材、教育

区　分	発生前の任務	発生後の任務	必要な車両	必要な資機材等	必要な教育
消防隊	・会場等における警戒 （巡回）	○進入統制ライン・消防警戒区域の設定	ポンプ車	○防毒マスク（多用途） （巡回時各自で携帯） ○NBC検知器（携帯型） （巡回する隊ごとに携帯）	○NBCテロ災害等のファーストレスポンダーとしての教育
	・会場等の警戒本部に待機 ・消防署等に待機	○観客の避難誘導等		―	○必要に応じて、NBCテロ災害等のファーストレスポンダーとしての教育
		○救助活動支援 （ショートピックアップ後の傷病者をウォームゾーンへ搬送） ○除染支援		○レベルB防護服 ○レベルC防護服	
消防団	・会場等における警戒 （巡回）	○後方支援、避難誘導等	―	○携帯無線機 （巡回時各自で携帯）	○NBCテロ災害等のファーストレスポンダーとしての教育内容を訓練等に反映
航空隊	・上空からの警戒 ・近隣ヘリポート等で待機	○上空からの情報収集 ○傷病者の搬送　等	ヘリコプター	○ヘリサット	○必要に応じて、NBCテロ災害等のファーストレスポンダーとしての教育
指揮隊	・会場等の警戒本部に待機	○情報収集・指揮命令　等	指揮隊車	―	
救助隊	・会場等の警戒本部に待機 ・消防署等に待機	○爆弾テロ等に伴うがれきや破損車両等からの救助活動	救助車、工作車	○ウォーターカッター等の切断用資機材 ○救助用支柱資機材 ○探索用高度資機材 （画像探索機、地中音響探知機等）	
		○NBCテロでは救助活動の支援 （ショートピックアップ後の傷病者をウォームゾーンへ搬送等）		○レベルB防護服 ○レベルC防護服	
NBC対策隊 （NBC災害専門救助隊）	・会場等の警戒本部に待機 ・消防署等に待機	○検知・同定 ○ゾーニング ○救助活動 （ホットゾーン内のショートピックアップ）	NBC災害対策車	○レベルA防護服（陽圧式） ○NBC検知・同定装置	○NBC災害への対処に係る専門教育 ○NBC災害への対処能力の認証
	・消防署等に待機	○救助活動支援 （ショートピックアップ後の傷病者をウォームゾーンへ搬送等）		○レベルA防護服（陽圧式） ○レベルB防護服	○必要に応じて、NBCテロ災害等のファーストレスポンダーとしての教育
		○除染	除染車	○レベルB防護服 ○レベルC防護服 ○大型除染システム	
救急隊	・会場等の救護所に待機	○傷病者の救護、搬送	救急車、応急救護車	―	

大規模イベント開催時の危機管理等における消防機関のあり方に関する研究結果（工程表1）

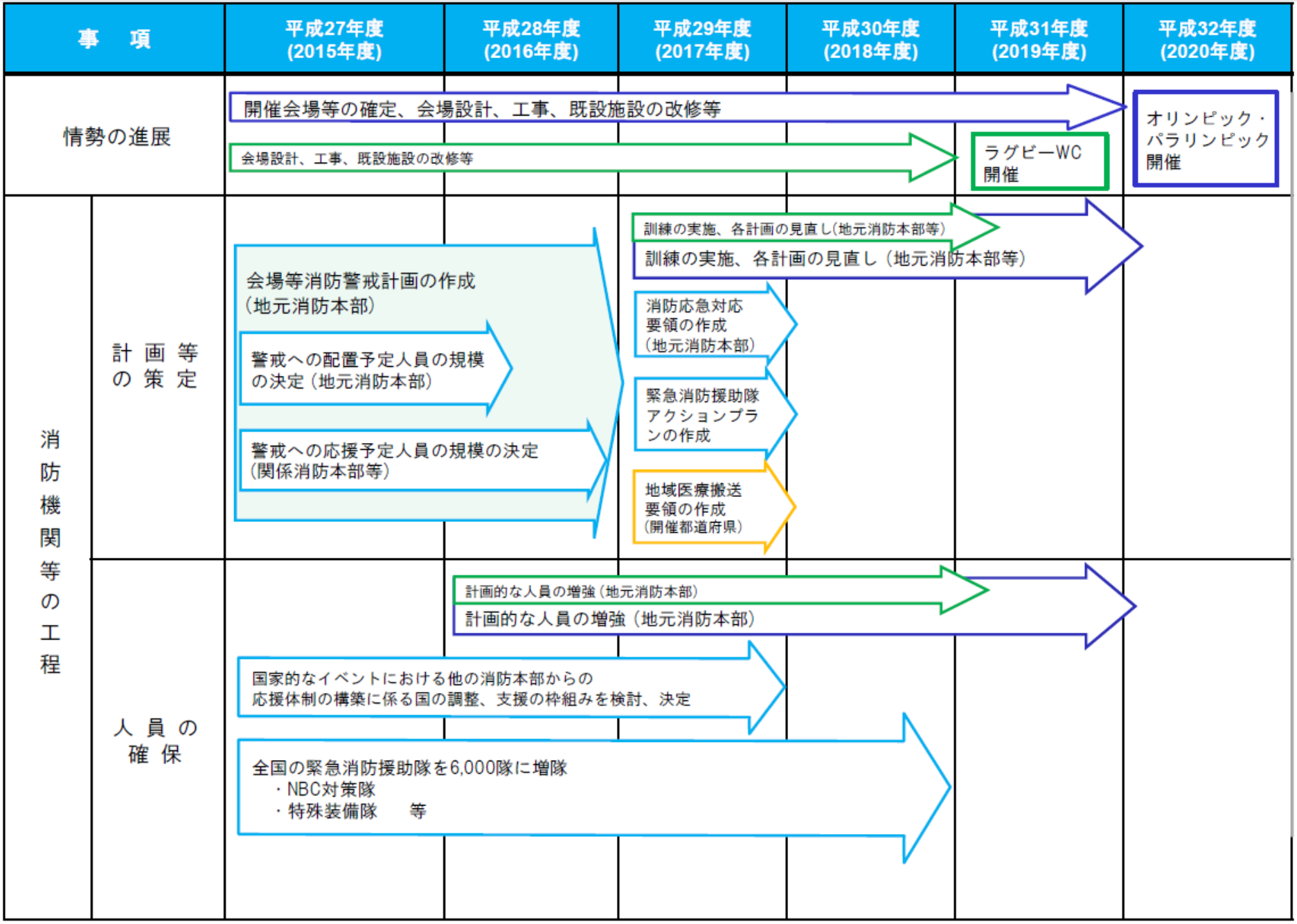

大規模イベント開催時の危機管理等における消防機関のあり方に関する研究結果（工程表2）

事　項		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
情勢の進展		開催会場等の確定、会場設計、工事、既設施設の改修等					オリンピック・パラリンピック開催
		会場設計、工事、既設施設の改修等				ラグビーWC開催	
消防機関等の工程	車両や装備、資機材等の確保		消防、救急車両や装備、資機材等の増強(地元消防本部)				
		無償貸与制度等を活用した消防、救急車両等の配備 （例）・大型除染システム搭載車 ・NBC災害対策車両 ・応急救護車両等					
		無償貸与制度等を活用した装備、資機材等の配備 （例）・NBC検知器等					
		車両や装備、資機材等への新技術導入を開発動向を見据えて検討。必要に応じて配備 （例）遠隔検知装置、据置型の検知装置、オゾン除染装置　等					
		臨時ヘリポート、ヘリベース等の確保（地元消防本部等）			消防ヘリの離発着訓練等の実施（地元消防本部等）		

大規模イベント開催時の危機管理等における消防機関のあり方に関する研究結果（工程表3）

事　項		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
情勢の進展		開催会場等の確定、会場設計、工事、既設施設の改修等					オリンピック・パラリンピック開催
		会場設計、工事、既設施設の改修等				ラグビーWC開催	
消防機関等の工程	訓練、研修等の実施	NBCテロ災害等への適切な行動のための教育内容の充実等の検討 【検討内容】 ・NBC専門部隊教育	・NBC専門部隊教育の充実強化（消防大学校） ・教育を受けた者の能力認証の開始（消防庁）	計画等に基づいたテロ対処訓練の実施（地元消防本部等） 計画等に基づいたテロ対処訓練の実施（地元消防本部等）	・NBC専門部隊の教育の実施(消防大学校) ・教育を受けたNBC専門部隊員の能力を認証（消防庁） ・NBC専門部隊の教育の実施(消防大学校) ・教育を受けたNBC専門部隊員の能力を認証（消防庁）		
			NBCテロ災害等への適切な行動のための標準化した教育内容等の検討 【検討内容】 ・警戒にあたる消防職員等へのNBCテロ災害等のファーストレスポンダー教育 ・会場スタッフ等へのNBCテロ災害の基礎知識の普及	NBCテロ災害等のファーストレスポンダーとしてのテキストの配布 会場スタッフや大規模集客施設の職員等向けの普及啓発資料の配付	都道府県の消防学校等を通じて教育を実施 都道府県の消防学校等を通じて教育の実施		
		開催地における国民保護共同訓練の増強 開催地における国民保護共同訓練の増強					

資　料１－３

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた課題と取組について

警察庁警備局警備課

東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた課題と取組

大会をめぐる状況

大会の概要

- 開催日程
  2020年（平成32年）
  7月24日～8月9日（オリンピック）
  8月25日～9月6日（パラリンピック）
- 東京都を始めとする複数都道県の会場で競技実施予定
- 全国で聖火リレー、事前キャンプ、文化イベント等を実施予定
- 約1,010万人の観客数を予想

大会の特徴

- 国際的に大きな注目を集める行事であり、**テロ**や**サイバー攻撃**等各種脅威の標的となるおそれ
- 各国首脳を始め、国内外から**多数の要人**が来訪
- 聖火リレーからパラリンピック終了まで、**長期間**かつ**広範囲**にわたる警備実施
- スポーツの祭典としての雰囲気を損なわない、**ソフト**な警備が必要
- 関連事業には**多額の資金**が投入
- 都市型開催であり、**社会経済活動に甚大な影響**が生じる可能性
- テストイベント（平成31年開催）を含めると**準備期間に余裕はない**

これまでの取組

- 26.1.24　警察庁に「**2020年オリンピック・パラリンピック東京大会準備室**」（課長級会議体）を設置
- 27.4.10　警察庁警備課に「**平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室**」を設置
- 関係省庁、東京都、大会組織委員会等と連携しつつ、大会セキュリティの確保に向けた各種取組に参画

警察の取り組むべき課題

良好な治安の確保と大会の安全かつ円滑な進行の確保

1. 招致成功の要因となった良好な治安の確保
2. 警備業務の実施の適正確保

テロ等違法行為の未然防止と対処

1. 重要施設の警戒警備と事態対処能力の強化
2. 大会主催者等との連携の強化

関係者の安全かつ円滑な輸送の確保

1. 効果的な交通規制
2. 大会関係施設における先行交通対策（駐車対策等）

資　料　２

火山噴火に関連した取組について

平成27年11月16日

内閣府（防災担当）

我が国の活火山の分布 （平成27年10月1日現在）

活火山：110（△＋▲＋▲）
常時観測火山：50（▲＋▲） ※八甲田山、十和田、弥陀ヶ原は今後追加予定
重点的に火山観測研究を推進する火山（重点研究火山）：25（▲）

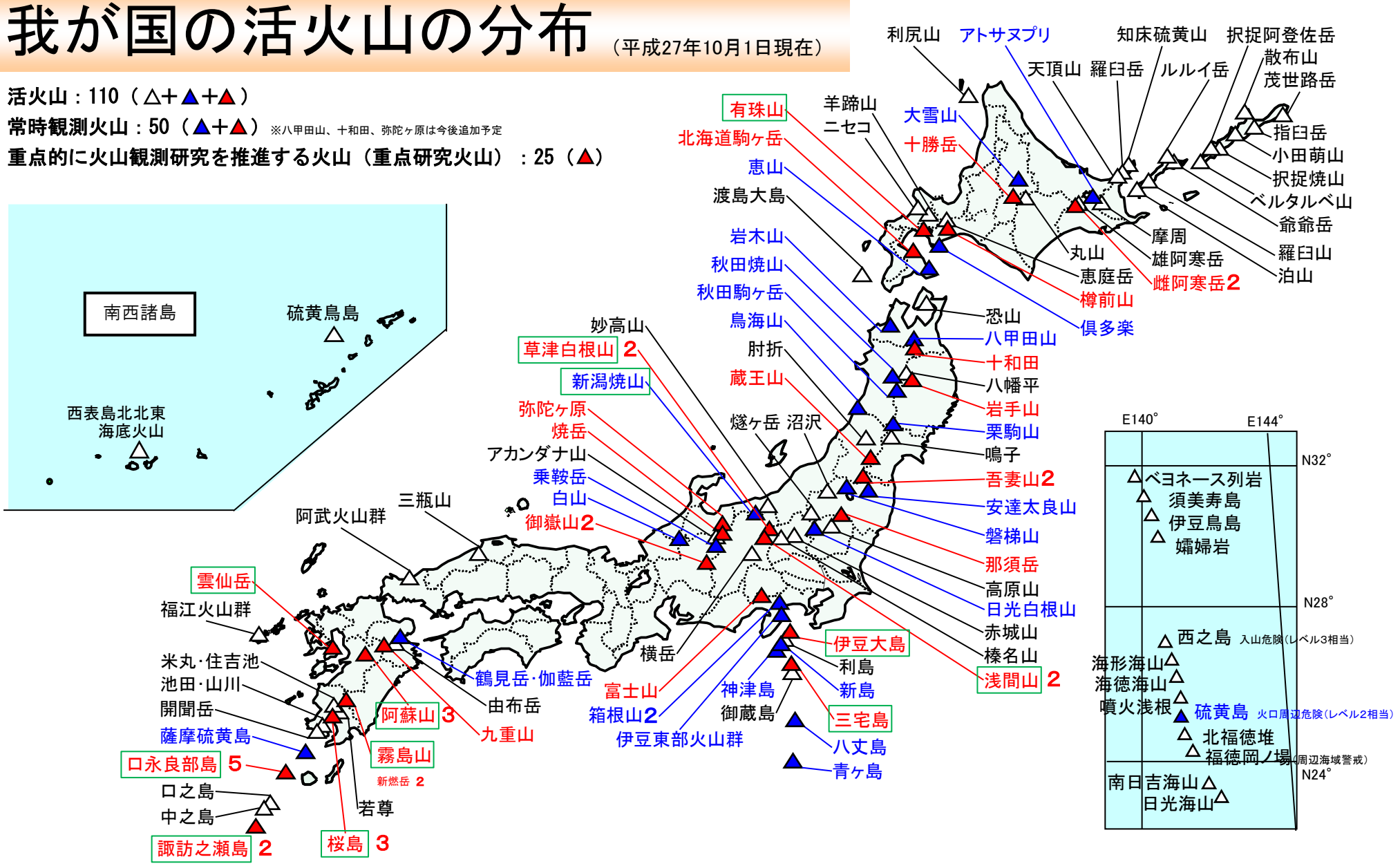

△：活火山
▲：活火山のうち常時観測火山
▲：活火山のうち常時観測火山かつ重点研究火山

□：避難壕又は退避舎が整備されている火山（平成26年10月現在）
※ 火山名に記載の数字等は噴火警戒レベル又は噴火警報
※ ✳ は臨時の解説情報が発表されている火山

47火山における火山防災対策の取組状況

（平成27年10月1日現在）

火山名	関係都道県	火山防災協議会（※1）設置	火山ハザードマップ作成	噴火警戒レベル運用	具体的な避難計画（※2）策定	（策定市町村数 / 関係市町村数（※3））
アトサヌプリ	北海道	△	○			（ 0 / 1 ）
雌阿寒岳	北海道	△	○	○		（ 0 / 3 ）
大雪山	北海道	△				（ 0 / 3 ）
十勝岳	北海道	△	○	○	○	（ 1 / 6 ）
樽前山	北海道	△	○	○	○	（ 1 / 3 ）
倶多楽	北海道	△	○	○		（ 0 / 1 ）
有珠山	北海道	△	○	○		（ 0 / 3 ）
北海道駒ヶ岳	北海道	△	○	○		（ 0 / 3 ）
恵山	北海道	△	○			（ 0 / 1 ）
岩木山	青森県	○	○			（ 0 / 3 ）
秋田焼山	秋田県	○	○	○	○	（ 1 / 2 ）
岩手山	岩手県	△	○	○		（ 0 / 4 ）
秋田駒ヶ岳	秋田県、岩手県	○	○	○		（ 0 / 2 ）
鳥海山	秋田県、山形県	○	○			（ 0 / 4 ）
栗駒山	秋田県、岩手県、宮城県	○				（ 0 / 3 ）
蔵王山	山形県、宮城県	○	○			（ 0 / 5 ）
吾妻山	山形県、福島県	○	○	○		（ 0 / 3 ）
安達太良山	福島県	○	○	○		（ 0 / 5 ）
磐梯山	福島県	○	○	○		（ 0 / 3 ）
那須岳	福島県、栃木県	○	○	○		（ 0 / 4 ）
日光白根山	栃木県、群馬県	○				（ 0 / 3 ）
草津白根山	群馬県、長野県	△	○	○		（ 0 / 5 ）
浅間山	群馬県、長野県	○	○	○		（ 0 / 6 ）
新潟焼山	新潟県、長野県	○	○	○	◎	（ 3 / 3 ）

火山名	関係都道県	火山防災協議会（※1）設置	火山ハザードマップ作成	噴火警戒レベル運用	具体的な避難計画（※2）策定	（策定市町村数 / 関係市町村数（※3））
焼岳	長野県、岐阜県	○	○	○	◎	（ 2 / 2 ）
乗鞍岳	長野県、岐阜県	○				（ 0 / 2 ）
御嶽山	長野県、岐阜県	○	○	○	○	（ 1 / 4 ）
白山	岐阜県、石川県、福井県	○	○	○		（ 0 / 3 ）
富士山	山梨県、静岡県、神奈川県	○	○	○		（ 0 / 12 ）
箱根山	静岡県、神奈川県	○	○	○		（ 0 / 1 ）
伊豆東部火山群	静岡県	○	○	○		（ 0 / 1 ）
伊豆大島	東京都	○	○	○	◎	（ 1 / 1 ）
新島	東京都	○				（ 0 / 1 ）
神津島	東京都	○				（ 0 / 1 ）
三宅島	東京都	○	○	○		（ 0 / 1 ）
八丈島	東京都	○				（ 0 / 1 ）
青ヶ島	東京都	○				（ 0 / 1 ）
硫黄島（※4）	東京都	○	－	－	－	－
鶴見岳・伽藍岳	大分県	○	○			（ 0 / 2 ）
九重山	大分県	△	○	○	○	（ 1 / 2 ）
阿蘇山	熊本県	△	○	○	◎	（ 3 / 3 ）
雲仙岳	長崎県	○	○	○	○	（ 1 / 3 ）
霧島山	宮崎県、鹿児島県	△	○	○	○	（ 1 / 5 ）
桜島	鹿児島県	○	○	○	○	（ 1 / 2 ）
薩摩硫黄島	鹿児島県	△	○	○	◎	（ 1 / 1 ）
口永良部島	鹿児島県	△	○	○	◎	（ 1 / 1 ）
諏訪之瀬島	鹿児島県	△	○	○	◎	（ 1 / 1 ）
合計		**47**	**38**	**32**	15	（ **20** / 130 ）

（※1）△は必須構成員（都道府県、市町村、気象台、地方整備局等、自衛隊、警察、消防、火山専門家）が未参画。

（※2）平成27年3月31日現在。少なくとも入山規制や避難の開始時期及び対象地域、避難先、避難経路・手段等が定められている避難計画。
関係市町村の一部で具体的な避難計画が策定されている場合には「○」、関係市町村の全ての市町村で具体的な避難計画が策定されている場合には「◎」とした。

（※3）現行の火山ハザードマップにおいて、大きな噴石・火砕流・融雪型火山泥流の影響範囲に行政区域が含まれる市町村。
火山ハザードマップが未作成の火山地域では、火口から4km以内に行政区域が含まれる市町村。

（※4）硫黄島には一般住民は居住していないため、「－」としている。

最近の火山災害

・火砕流が発生
・死者・行方不明者43名
・土石流が継続して発生

・513世帯に避難勧告
・死者・行方不明者は無い
・火口周辺の入山規制が継続

・本格的な噴火前に約1万6千人が避難
・人的被害無し

・現在まで活発な火山活動を継続
・1975年以降、死者は無いが、降灰により毎年数億円規模の農業被害が発生
・火口周辺の入山規制が継続

・全島避難を実施
・噴火活動低下後も大量の火山ガスの放出が継続
・4年半にわたり避難が継続

・死者58名、行方不明者5名
・火口周辺の入山規制（噴火警戒レベル3）

火山防災対策推進ワーキンググループ

■趣旨

平成26年9月27日に発生した御嶽山の火山災害により、我が国の火山防災対策に関する様々な課題が明らかになったところであり、今回の火山災害から得た教訓を踏まえ、我が国の今後の火山防災対策の一層の推進を図ることを目的に、中央防災会議にワーキンググループを設置し、具体的な対応策の検討等を行う。

■主な論点

（1）火山防災対策を推進するためのしくみについて

（2）火山監視・観測体制について
- ○火山監視・観測体制の強化
- ○水蒸気噴火の兆候をより早期に把握するための観測体制

（3）火山防災情報の伝達について
- ○わかりやすい情報提供
- ○情報伝達手段の強化

（4）火山噴火からの適切な避難方策等について
- ○退避壕・退避舎等の避難施設の整備のあり方
- ○登山者、旅行者を対象とした避難体制のあり方
- ○火山防災訓練の推進

（5）火山防災教育や火山に関する知識の普及について
- ○火山防災に関する学校教育
- ○登山者、旅行者、住民等への啓発

（6）火山研究体制の強化と火山研究者の育成について
- ○重点研究火山について
- ○火山防災のための火山研究者の知見の活用と育成について

■ワーキンググループの開催と報告の公表

第1回：H26/12/1日、第2回：H27/1/19、第3回：H27/2/18、第4回：H27/3/19開催。H27/3/26に「報告」公表。

中央防災会議
- 防災対策実行会議（H25.3.26中央防災会議決定）
  - **火山防災対策推進WG**（H26.10.20防災対策実行会議決定）

■委員

主　査	藤井　敏嗣	東京大学名誉教授
副主査	山岡　耕春	名古屋大学大学院教授
委　員	青山　佳世	フリーアナウンサー
	阿部　守一	長野県知事
	池谷　浩	政策研究大学院大学特任教授
	奥山　八州夫	電気通信事業者協会専務理事
	神崎　忠男	日本山岳協会会長
	河野　まゆ子	ＪＴＢ総合研究所主任研究員
	田鍋　敏也	壮瞥町教育委員会教育長
	日高　光浩	宮崎県高原町長
	辻村　和人	日本放送協会災害・気象センター長
	吉井　博明	東京経済大学名誉教授
	内閣官房国土強靱化推進室参事官	
	警察庁警備局警備課長	
	消防庁国民保護･防災部防災課長	
	文部科学省研究開発局地震・防災研究課長	
	国土交通省水管理･国土保全局防災課長	
	国土交通省水管理･国土保全局砂防部砂防計画課長	
	気象庁地震火山部管理課長	
オブザーバー	林野庁森林整備部治山課長	
	林野庁国有林野部業務課長	
	環境省自然環境局国立公園課長	
事務局	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）	

御嶽山噴火を踏まえた今後の火山防災対策の推進について（報告）

平成27年3月26日
中央防災会議 防災対策実行会議
火山防災対策推進WG

○御嶽山噴火（H26.9.27）　死者58名、行方不明者5名（H27.8現在）
多くの登山者が被災した戦後最悪の火山災害　火山監視・観測体制、火山防災情報伝達、専門家育成等の課題が顕在化

◎火山と共生していくためには、日頃から火山の恩恵を享受する一方で、噴火時等には迅速な避難などの防災行動が必要となり、そのためには、火山や噴火災害についての理解を深めておくことが重要。
◎頻繁に噴火している火山は多くないため、噴火の経験がある行政職員や地域住民はごく限られる。
◎噴火に伴う現象の種類や噴火の規模は多様であることから、火山防災対策を推進するためには、火山ごとに詳細な調査・研究に基づいた検討を行う必要があるが、火山研究者の人数は十分でなく、火山防災に資する研究は必ずしも進んでいない。

火山噴火予知連絡会（気象庁）
火山観測体制等に関する検討会
火山情報の提供に関する検討会
＊H27．3．26 とりまとめ

科学技術・学術審議会 地震火山部会（文科省）
「御嶽山の噴火を踏まえた火山観測研究の課題と対応について」　H26．11　とりまとめ

→ 中央防災会議 火山防災対策推進WG
「御嶽山噴火を踏まえた今後の火山防災対策の推進」とりまとめ

1. 火山防災対策を推進するためのしくみについて

①国による火山防災対策の基本方針の策定
②火山防災協議会の設置と、協議会における避難計画等作成について位置づけを明確化
③火山防災対策の立案と、それに資する監視観測・調査研究体制を強化するため、関係機関の連携強化や、より一体的な火山防災推進体制の整備
④WGで提言した取組のフォローアップを継続して実施
内閣府に「火山防災対策推進検討会議」を設置して継続的に検討

2. 火山監視・観測体制について

（１）火山監視・観測体制の強化
①観測施設整備機関どうしの相互の協力・補完および観測データの一層の共有化を推進し、火山監視・観測体制を強化
②常時観測４７火山に八甲田山、十和田、弥陀ヶ原を追加して５０火山とし、監視・観測体制を速やかに構築

（２）水蒸気噴火の兆候をより早期に把握するための観測体制
①火口付近の観測施設の緊急整備、および兆候をより早期に把握するための技術開発
②機動観測の実施体制の強化、速やかな現地調査の実施および観測機器設置のための調整
③日頃山を見ている人から情報収集するネットワーク強化のため、火山防災協議会において「火山情報連絡員制度」を整備

3. 火山防災情報の伝達について

（１）わかりやすい情報提供
①・噴火警戒レベルの引上げや引下げの基準の精査および公表による速やかな引上げ
・レベル引上げの基準に至らない場合、直ちに火山機動観測班による緊急観測を実施し、できる限り速やかにレベルを引き上げるか否かについて判断
②・変化が観測された段階での活動変化状況及び緊急観測実施の公表（臨時の解説情報）
・臨時の解説情報に盛り込むべき内容や、情報伝達方法、地元関係機関の「火山防災対応手順」等についてあらかじめ火山防災協議会において検討
③噴火警戒レベル１のキーワードを「平常」から「活火山であることに留意」に変更
④噴火発生の情報（噴火速報）の迅速な提供および伝達手段の検討
⑤火山を訪れる者が事前に火山の状況を容易に確認できるよう、火山登山者向け情報提供のHPを充実させるとともに、活動に変化があった火山が一目で分かる一覧を掲載

（２）情報伝達手段の強化
①情報伝達手段の多様化（防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、山小屋等を介した情報伝達　等）
②携帯端末を活用した情報伝達の充実のため、緊急速報メールの活用や電波通信状況の改善、エリアマップの登山者等にわかりやすい公表
③旅行者に対する情報伝達について観光施設等を通じた情報伝達
（観光・宿泊施設や駅のターミナル等におけるプッシュ型の情報提供　等）

4. 火山噴火からの適切な避難方策等について

（１）退避壕・退避舎等の避難施設の整備のあり方
退避壕・退避舎の効果や設置に関する考え方、設計における留意点等について整理した「退避壕・退避舎等整備ガイドライン」を作成

（２）登山者、旅行者を対象とした避難体制のあり方
①火山防災協議会で必要性を勘案し、適宜登山届制度を導入（導入の際はITを用いた仕組みの活用）
②山小屋や山岳ガイド等との連携により情報収集・伝達体制の整備、避難・救助対策の検討
防災訓練の実施を推進。状況に応じて山小屋への通信機器やヘルメットの配備支援を検討
③集客施設が参画する観光関係団体の協議会参画及び集客施設等による避難確保計画作成

（３）火山防災訓練の推進
火山防災協議会メンバーの連携による登山者等を想定した火山防災訓練の実施

5. 火山防災教育や火山に関する知識の普及について

（１）火山防災に関する学校教育
①次期学習指導要領の改訂に向けた全体の議論の中で、防災教育の在り方について検討
②火山地域の学校における実践的な防災教育への支援の充実（出前講座、パンフ作成　等）

（２）登山者、旅行者、住民等への啓発
①登山者は、情報の収集、必要な装備等の確保、登山届の提出等自身の安全に責任を持つ
②旅行者への啓発としてビジターセンター・ジオパーク等の活用、旅行業者、交通事業者を通じた啓発を実施（旅行業者等に対する研修会開催、旅行者への説明パンフ作成　等）
③地域住民等、広く一般への啓発として、火山防災マップの配布や説明の機会等を通じた火山防災の意識高揚。地域における自主防災組織や防災リーダーの育成を実施
（火山防災エキスパート制度等の活用、火山砂防フォーラム等の講演会、勉強会の開催　等）

6. 火山研究体制の強化と火山研究者の育成について

（１）重点研究火山について
現状の１６火山に、御嶽山、雌阿寒岳、十和田、蔵王山、吾妻山、那須岳、弥陀ヶ原、焼岳、九重山を加え２５火山とし、重点的に観測・研究を実施

（２）火山防災のための火山研究者の知見の活用と育成について
①火山監視・評価体制の強化について、明確な火山活動評価を行うための火山研究者の知見の活用、および気象庁職員の火山活動評価力を向上させるための技術研修の実施
②火山防災対策の強化について、「火山防災対策推進検討会議」での検討・調整を通して火山専門家の火山防災協議会への積極参加を推進、また、協議会への各種支援策の検討、協議会に参画する火山専門家の連絡・連携会議の設置を実施
③火山研究体制の強化について、プロジェクト研究を通じたポスドク人材等の確保・育成、火山研究分野全体の活性化を進めるとともに、これらについて具体的な検討の場を設置

防災基本計画修正（平成27年７月）の概要

背景

① 広島土砂災害をはじめとした最近の土砂災害の教訓を踏まえた対策の強化（土砂災害防止法改正、中央防災会議土砂災害対策検討WG報告）
② 御嶽山噴火災害により得た教訓を踏まえた火山災害への対策の強化（中央防災会議火山防災対策推進WG報告）
③ 政府の危機管理組織の在り方に係る関係副大臣会合最終報告等を踏まえた複合災害に係る対策の強化
④ 最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善
⑤ 実施主体の明確化や重複する記載の整理等

主な修正項目

① 土砂災害への対策の強化

1. 土砂災害の危険性のある区域の明示等
- ○ 基礎調査を実施し、その結果を公表
- ○ 調査結果の公表に当たって、警戒区域等に相当する区域を明示 等

2. 土砂災害警戒情報の活用
- ○ 土砂災害警戒情報、これを補足する情報(メッシュ情報)等を活用した避難勧告の発令範囲の設定 等

3. 避難準備情報の活用
- ○ 避難準備情報の発令による自主的な避難の促進 等

4. 適時適切な避難行動等
- ○ 災害に適した指定緊急避難場所へ避難すべきことを周知 等

② 火山災害への対策の強化

1. 火山防災情報の伝達体制の強化
- ○ 火山防災情報の登山者への情報伝達手段を多様化
- ○ 噴火警戒レベルの引上げ等の基準の精査・公表 等

2. 火山噴火からの適切な避難方策等の検討
- ○ 退避壕・退避舎等の必要性を検討し、整備を推進
- ○ 登山届の必要性を検討し、火山地域内で一体的に運用 等

3. 火山防災教育や火山に関する知識の普及
- ○ 登山者等に対する防災知識の普及啓発や訓練の実施 等

4. 火山研究体制の強化・火山研究者の育成
- ○ 火山研究人材の確保・育成のための人材育成プログラムの構築 等

5. 火山監視・観測体制の強化
- ○ 水蒸気噴火の兆候等の観測や研究等に努め、火山観測体制を充実 等

③ 複合災害への対策の強化

1. 緊急災害対策本部と原子力災害対策本部の情報収集の一元化
- ○ 両本部は相互に情報連絡要員を派遣、システムを相互利用

2. 両本部の意思決定の一元化
- ○ 両本部の合同会議を開催

3. 両本部の指示・調整の一元化
- ○ 緊急災害対策本部は、避難等のための輸送等の調整や通常の被災者支援を一元的に実施
- ○ 原子力災害対策本部は、緊急災害対策本部に対して放射線防護対策に関する助言・支援を実施 等

④ 最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善

1. 実動組織間の調整
- ○ 警察・消防・自衛隊等において合同調整所を設置
- ○ 現対本部と地方公共団体の災対本部間の合同会議による情報共有等

2. 重要情報の集約・調整
- ○ 都道府県による人的被害者数の一元的な集約 等

3. その他
- ○ 航空機を最も有効に活用するための運用調整の実施
- ○ 応援部隊の投入のための道路交通規制等に関する総合調整の実施
- ○ 災害時のヘリコプターの利用(ドクターヘリを含む)について予め協議
- ○ 原子力災害対策指針の改正に伴う所要の修正 等

⑤ 実施主体の明確化等

1. 各対策に関する具体的な実施主体の明確化

2. 共通編への集約による各編重複箇所の整理

活動火山対策特別措置法の改正

平成27年7月8日公布
※未施行（施行は公布から6ヵ月以内）

御嶽山の噴火の教訓、火山防災対策の特殊性等を踏まえ、活動火山対策の強化を図るため、火山地域の関係者が一体となった警戒避難体制の整備等所要の措置を講ずる。

1．改正の背景

○　明瞭な前兆がなく突如噴火する場合もあり、住民、登山者等様々な者に対する迅速な情報提供・避難等が必要（御嶽山噴火の教訓）
○　火山現象は多様で、かつ、火山ごとの個別性（地形や噴火履歴等）を考慮した対応が必要なため、火山ごとに、様々な主体が連携し、専門的知見を取り入れた対策の検討が必要

2．法律の概要

国による活動火山対策の推進に関する基本指針の策定

○火山災害警戒地域における警戒避難体制の整備

火山災害警戒地域の指定　警戒避難体制の整備を特に推進すべき地域を国が指定（常時観測火山周辺地域を想定）

火山防災協議会　・・・関係者が一体となり、専門的知見も取り入れながら検討

・　都道府県・市町村は、火山防災協議会を設置（義務）

必須構成員

- 都道府県・市町村
- 気象台
- 地方整備局等（砂防部局）
- 火山専門家
- 自衛隊
- 警察
- 消防

必要に応じて追加

- 観光関係団体　等

※他、環境事務所、森林管理局、交通・通信事業者等。集客施設や山小屋の管理者も可。

協議事項　・　噴火警戒レベルの設定、これに沿った避難体制の構築など、一連の警戒避難体制について協議

- **噴火シナリオ**
  ※噴火に伴う現象と及ぼす影響の推移を時系列に整理したもの
- **火山ハザードマップ**
  ※噴火に伴う現象が及ぼす範囲を地図上に示したもの

→ **噴火警戒レベル**
※噴火活動の段階に応じた入山規制、避難等

↔ **避難計画**
※避難場所、避難経路、避難手段等を示したもの

【協議会の**意見聴取**を経て、**地域防災計画に記載（義務）**】

【都道府県】
1．火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達（都道府県内）
2．右の2．3を定める際の基準
3．避難・救助に関する広域調整
等

【市町村】
1．火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達（市町村内）
2．立退きの準備等避難について市町村長が行う通報等（噴火警戒レベル）
3．避難場所・避難経路
4．集客施設・要配慮者利用施設の　名称・所在地
5．避難訓練・救助　　等

【市町村長の周知義務】
火山防災マップの配布等により、避難場所等、円滑な警戒避難の確保に必要な事項を周知

【避難確保計画の作成義務】
集客施設（ロープウェイ駅、ホテル等）や要配慮者利用施設の管理者
等による計画作成・訓練実施

○火山研究機関相互の連携の強化、火山専門家の育成・確保

○自治体や登山者等の努力義務

・自治体による登山者等の情報把握の努力義務を新たに規定
・登山者等の努力義務（火山情報の収集、連絡手段の確保等）を新たに規定

火山防災対策推進検討会議

火山防災対策をさらに推進していくためには、充実した監視観測・調査研究体制の下、火山防災対応が、常に火山専門家の知見を得ながら実施されるような体制を整備する必要がある。このため、火山防災対策の立案とそれに資する監視観測・調査研究体制をより強化することを目的に、複数の関係機関同士の連携強化を図り、より一体的に火山防災を推進する体制について検討する「火山防災対策推進検討会議」を開催する。具体的には次の事項について検討、調整を実施するものとする。

①国、大学、研究機関で実施している火山観測について、相互の協力・補完及び観測データの共有促進について総合調整
②火山研究者の火山防災協議会への積極参画の推進について調整
③より一体的に火山防災を推進する体制の検討
④「御嶽山噴火を踏まえた今後の火山防災対策の推進について（報告）」（平成27年3月26日中央防災会議 防災対策実行会議火山防災対策推進ワーキンググループ）の実施すべき取組事項のフォローアップ

【行政委員】※関係省庁及び国立研究開発法人

・内閣府	：	政策統括官（防災担当）
	：	政策統括官（科学技術・イノベーション担当）
・消防庁	：	国民保護・防災部長
・文部科学省	：	研究開発局長
・国土交通省	：	水管理・国土保全局　砂防部長
・国土地理院	：	参事官
・気象庁	：	地震火山部長
・海上保安庁	：	海洋情報部長
・情報通信研究機構	：	電磁波計測研究所　統括
・防災科学技術研究所	：	火山活動の観測予測技術開発　プロジェクトディレクター
・産業技術総合研究所	：	地質調査総合センター　活断層・火山研究部門長
・土木研究所	：	土砂管理研究グループ長

【学識委員】

・池谷 浩	（一財）砂防・地すべり技術センター　研究顧問
・石原 和弘	京都大学　名誉教授
・清水 洋	九州大学　大学院理学研究院　教授
・藤井 敏嗣	東京大学　名誉教授
・三浦 哲	東北大学　大学院理学研究科　教授
・森田 裕一	東京大学　地震研究所　教授

○ 座長は藤井先生
○ 第1回は9月4日に開催

（参考）口永良部島の火山活動について

（平成27年10月1日現在）

１．噴火の発生状況

（1）平成26年8月3日（噴火警戒レベル1→3）

12時24分に新岳付近で噴火が発生。灰色の噴煙が火口縁上800m以上上がる。噴火が発生したのは1980年９月以来。気象庁は12時50分に噴火警戒レベルを3（入山規制）へ引き上げ。

（2）平成27年5月29日（噴火警戒レベル3→5）

9時59分に新岳にて爆発的噴火が発生。噴火に伴い火砕流が発生して海岸まで到達。噴煙は火口縁上9,000mまで上昇、火口周辺では噴石が飛散していることを確認。気象庁は10時07分に噴火警戒レベルを5（避難）へ引き上げ。

その後は6月18日に2回、6月19日に1回、小規模噴火が発生。

２．全島避難の対応

（1）住民および観光客避難（137名対象：島民118名　旅行者等19名）

・屋久島町は口永良部全島に対し、島外への避難指示（10：20）
・全島民の島外への避難完了を確認（17：32）

（
*町フェリー乗船者　125名：島民106名　旅行者等19名
*海上保安庁巡視船「さつま」による搬送　6名
*鹿児島防災ヘリによる搬送　3名
*個人所有の漁船による避難　3名
）

（2）避難所・仮設住宅の状況等

・屋久島島内に3か所の避難所を開設。8月1日より建設型応急仮設住宅の供与を開始、これに伴い避難所を閉鎖。
・10月1日時点で、27世帯47名の方が仮設住宅に入居。そのほかの世帯は、島内外の親戚や知人宅、町営住宅などの公的住宅で避難生活。

３．政府の主な対応

・赤澤内閣府副大臣を団長とする政府調査団を鹿児島県庁へ派遣（5月29日11：00）
・屋久島町役場に政府現地連絡調整室を設置（5月29日16：30）
・消防団等による一時帰島を支援（6月1日）
・6月13日に総理視察（屋久島町役場での意見交換、避難所訪問など）。関係省庁災害対策会議を計6回開催。

（参考）箱根山の火山活動について

（平成27年10月1日現在）

１．噴火警戒レベルと警戒事項

火口内でごく少量の火山灰の噴出を確認し、ごく小規模な噴火が発生したものとみられたことから、気象庁は6月30日12時30分に噴火警戒レベルを3（入山規制）へ引上げ。

その後火山活動は低下し、大涌谷周辺の想定火口域を超えて影響を及ぼす噴火の可能性は低くなっていると考えられることから、気象庁は9月11日14時00分に噴火警戒レベルを2（火口周辺規制）に引下げ。

大涌谷周辺の想定火口域では小規模な噴火に伴う弾道を描いて飛散する大きな噴石に警戒が必要。風下側では火山灰や風に流されて降る小さな噴石や火山ガスに注意。

２．避難等の対応状況

（1）6月30日の住民避難・道路規制

- 神奈川県箱根町は大涌谷周辺の概ね約1kmの範囲の立入規制を行うとともに、姥子、上湯場、下湯場、箱根早雲郷別荘地の一部に避難指示（12:30）
- 避難指示の範囲に32軒の建物（住家4軒、事業所1軒、保養所等15軒、別荘12軒） ⇒避難完了を確認（21:05）
- 避難所1箇所設置「箱根町老人福祉センター」 ⇒避難所への避難者なし（21:00時点）
- 県道734号、735号線の早雲山駅、姥子間を道路管理者において通行止め（13:00完了）

（2）その後の状況

- 箱根町において、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域を設定（7月3日）
- 警戒区域の一部（「県道734号及び早雲郷別荘地」の一部）解除、箱根ロープウェイのメンテナンス許可（8月24日）
- 「箱根山（大涌谷）火山避難計画」を策定（8月26日）
- レベル2への引下げに伴い、警戒区域を縮小、交通規制を一部（「県道734号」の一部と「県道735号」）解除（9月14日）
- 温泉供給施設のメンテナンス許可（9月15日）

３．政府の主な対応

- 山谷内閣府特命担当大臣（防災）、松本内閣府大臣政務官出席のもと、関係省庁災害警戒会議を開催（6月30日12:45）
- 内閣府情報先遣チーム（5名）を神奈川県箱根町へ派遣（6月30日13:00）
- 火山防災協議会コアグループ会議に参画（6月30日13:00）

（参考）その他の活火山の状況

（平成27年10月1日現在）

■雌阿寒岳【火口周辺警報（噴火警戒レベル2、火口周辺規制）】

ポンマチネシリ火口付近の浅いところを震源とする振幅の小さな火山性地震が増加したことから、平成27年7月27日に『臨時』の火山の状況に関する解説情報を発表。

気象庁が実施した現地調査の結果、ポンマチネシリ火口付近で地熱域が拡大し、噴煙の勢いも増加しているのが認められたことから、28日には噴火警戒レベルを2（火口周辺規制）に引上げ。

ポンマチネシリ火口から約500mの範囲で警戒が必要。登山道の一部を規制中。

■浅間山【火口周辺警報（噴火警戒レベル2、火口周辺規制）】

山頂火口直下のごく浅い所を震源とする火山性地震が増加したことから、平成27年5月22日に『臨時』の火山の状況に関する解説情報を発表。

6月11日には「火山性地震が多い状態が続いており火山ガスの放出が急増したこと」から噴火警戒レベルを2（火口周辺規制）に引上げ。賽の河原分岐点からの登山道を規制中。

6月16日、19日に小規模噴火発生。

■御嶽山【火口周辺警報（噴火警戒レベル2、火口周辺規制）】

平成26年9月27日に噴火。噴火警戒レベル3（入山規制）を発表。警戒範囲は火口から4km。その後、平成27年1月19日に警戒範囲を火口から3kmに縮小、2月26日にはスキー場（おんたけ2240）が営業開始。また、3月31日には警戒範囲を火口から2kmに縮小（地獄谷方向は2．5kmまで）され、6月6日には御岳ロープウェイが再開、7日には山開き。

6月15日の火山噴火予知連にて「火山活動は低下状態が継続している」との評価をうけ、6月26日に噴火警戒レベルを2（火口周辺規制）に引下げ、警戒範囲を火口から約1kmに縮小。

長野、岐阜両県は、昨年10月に中断していた行方不明者捜索を、7月29日から再開。7月31日には行方不明者1名のご遺体発見。8月6日に捜索終了。

（参考）その他の活火山の状況

（平成27年10月1日現在）

■阿蘇山【火口周辺警報（噴火警戒レベル3、入山規制）】

平成２７年９月１４日９時４３分に発生した噴火に伴い、火口から弾道を描いて飛散する大きな噴石を確認し、また噴煙が火口縁上２，０００ｍまで上がったことから、噴火警戒レベルを２（火口周辺規制）から３（入山規制）に引上げ。

中岳第一火口から概ね2kmの範囲を規制中。阿蘇山ロープウェイは火口周辺警報が発表された平成２６年８月３０日から全線運休。

現在（平成２７年９月３０日）も、１４日９時４３分に発生した噴火が継続中。

■桜島【火口周辺警報（噴火警戒レベル3、入山規制）】

南岳直下付近を震源とする火山性地震が多発し、山体膨張を示す急激な地殻変動が観測されたことから、平成２７年８月１５日に噴火警戒レベルを３（入山規制）から４（避難準備）に引上げ。同日中に避難対象地区（有村町有村地区、古里町古里東地区、黒神町塩屋ヶ元地区）内全住民（５１世帯７７名）が避難。

その後、火山性地震が減少し、地殻変動観測でも地盤の隆起がみられていないことなどから、９月１日に噴火警戒レベルを３（入山規制）に引下げ。警戒範囲は昭和火口及び南岳山頂火口から概ね2km。

なお、昭和火口では平成２７年８月も爆発的噴火が5回発生するなど、活発な噴火活動は継続。南岳山頂火口でも、８月３日と１１日及び３０日にごく小規模な噴火が発生。

（参考）2014年御嶽山噴火の概要

【概要】

- 9月27日11時52分頃に噴火が発生
- 同日12時36分、噴火警戒レベルが1（平常）から3（入山規制）に引き上げ
- 28日17時には「非常災害対策本部」を、22時には内閣府大臣政務官を本部長とする「非常災害現地対策本部」を設置

【被害状況】（平成27年8月11日現在）

- 死者 58名
- 行方不明者 5名

噴火の様子（平成26年9月29日）